

令和8年度 水戸市地域おこし協力隊（水戸暮らしコーディネーター）募集要領

1 募集の趣旨

水戸市は、茨城県の中央からやや東部に位置し、首都東京から北東に約 100 km の距離にあります。

人口は、2025（令和 7）年 4 月 1 日現在 265,583 人で、2016（平成 28）年の 271,047 人をピークにおおむね 27 万人前後で推移しているものの、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向である一方で、総人口に対する高齢者の比率は少しずつ高まっている状況です。

この傾向が続けば、労働力の低下、消費需要の縮小など、経済面に大きな影響を与えるとともに、地域コミュニティの活力の低下や社会保障費の増大と反比例した税収の減少など、将来のまちづくりに大きな影響をもたらすことが懸念されています。

このことから、本市における若い世代の移住・定住を促進するため、地域の事業者や地域で活躍するプレイヤー等との密接な連携のもと、移住検討者や市内の若者等と地域の間を密接につなぐ新たな役割を担うとともに、自ら施策の企画・運営を行う「水戸市地域おこし協力隊（水戸暮らしコーディネーター）」を募集します。

2 業務内容

次に掲げる(1)を中心に、本市における若い世代の移住・定住の促進に取り組んでいただきます。

(1) コーディネーター事務

ア 移住検討者や市内の若者等と市内の仕事をつなぐ取組

地域関係団体と連携し、若い世代の雇用を希望する市内事業者のPRを行っていただきます。

イ 移住相談受付・対応

対面やオンライン、電話、メール等による移住検討者からの相談に対応していただきます。

また、都内で開催される移住相談会等に参加し、移住検討者からの相談に対応していただきます。

ウ 移住・定住促進に関する独自事業の企画・運営

移住・定住促進に関する事業を、協力隊自身で企画して行っていただきます。

(2) 水戸 de ワーホリ企画運営事務補助

水戸市が実施を予定するふるさとワーキングホリデー事業「水戸 de ワーホリ」の企画運営補助を行っていただきます。

(3) その他

ア 市及びいばらき県央地域移住・定住促進協議会における移住・定住促進事業への参加及び協力

イ 地域おこし協力隊関係研修への参加や年に一度の活動報告発表等

ウ その他、市の魅力発信や課題解決につながる活動等

※ 各業務は、市担当者と定期的に打合せの場を設け、協力隊の意向も踏まえて実施していきます。

3 募集対象者

次に掲げる(1)～(8)のすべての要件を満たす方

(1) 令和8年4月1日時点で18歳以上の方

(2) 下記のア、イ、ウ、エのいずれか及びオの要件を満たす方

ア 現在、「3大都市圏」(※1)のうち、「条件不利区域」(※2)以外の区域にお住まいで、住民登録のある方

イ 現在、政令指定都市のうち、「条件不利区域」(※2)以外の区域にお住まいで、住民登録のある方

ウ 水戸市以外の地方自治体において地域おこし協力隊として2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内の方

エ 水戸市以外の地方自治体においてJETプログラム参加者として2年以上の活動歴があり、かつ、JETプログラム終了から1年以内の方

オ 任用後、任用期間を通して水戸市に住民票及び生活の拠点を移すことができる方(※3)

※1 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、平成17年度と平成27年度の国勢調査結果を比較した場合に、人口減少率が11パーセント未満の市町村のことをいう。

※2 「条件不利区域」とは、以下のいずれかに該当する区域のことをいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)

- ・第2条第1項に規定する過疎地域
- ・法施行令附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村の全ての区域
- ・法施行令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域

②山村振興法(昭和40年法律第64号)

- ・第7条第1項の規定により指定された振興山村

③離島振興法(昭和28年法律第72号)

- ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

④半島振興法(昭和60年法律第63号)

- ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

⑤小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島

※3 住民票の異動は基本的に任用後とするが、任用前に生活基盤を整えておく必要がある場合には、社会通念上合理的と認められる期間に限り、任用前に住民票を異動しても差し支えない。

※4 ご自身が上記に該当するかどうかご不明な場合はお問い合わせください。

(3) 心身ともに健康で誠実に職務を行える方

(4) 地域の住民とコミュニケーションを図り、地域活性化に向けて積極的に活動ができる方

(5) 普通自動車運転免許を有しており、実際に運転できる方又は任用するまでに普通自動車運転免許を取得する見込みの方

(6) 基本的なパソコン操作(ワード、エクセル、パワーポイント、メール対応等)やインターネット、SNS等の知識を有し、容易に活用できる方

(7) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も水戸市に定住するとともに、起業や就業等をする意

欲のある方

(8) 次のいずれにも該当しない方

ア 日本国籍を有していない方

イ 成年被後見人又は成年被保佐人

ウ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方

4 任用形態

会計年度任用職員（政策企画課所属）

5 募集人員

1 名

6 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 次年度以降の任用については、各年度終了時に活動状況や実績、本人の意向を勘案し、最長 3 年まで延長します。

7 勤務地

茨城県水戸市内

※ 基本的には水戸市役所政策企画課における勤務となりますが、業務の都合上、関係団体や市内事業者等における活動もあります。

※ 業務において移動が必要な際には、基本的に水戸市所有の公用車を使用します。

※ 都内移住フェアへの出展など、不定期で市外での活動もあります。業務において電車移動や宿泊が発生する場合等は、水戸市旅費条例に基づく旅費が支給されます。

8 勤務時間

原則午前 8 時 30 分～午後 5 時（うち 1 時間休憩）、月～金曜日の週 5 勤務

※ 週あたりの勤務時間を 37 時間 30 分とし、上記時間外又は土・日曜日に勤務した場合は、その範囲内で調整します。

※ 祝日、年末年始（12/29～1/3）は基本的に休日となりますが、勤務した場合は週内でその分の勤務時間を調整します。

9 報酬等

報酬や社会保険等の条件は次に掲げるとおりです。その他の条件は、水戸市会計年度任用職員関係規程の定めによります。

(1) 報酬（目安） 月額：193,500 円～

賞与：445,050 円～（6・12 月）

※ 上記報酬額は令和 7 年 4 月時点の規定により計算しているため、給与改定等

により変動する場合があります。

※ 初年度6月の賞与は期間率を踏まえ、3割程度の支給となります。

(2) 手当 通勤手当：勤務地への通勤距離及び通勤手段に応じて支給

(3) 支給日 当月21日払い

※ 支給日が土・日曜日又は祝日となる場合は、直前の金融機関営業日

(4) 休暇 年次有給休暇：1年間に最大で20日付与

特別休暇：夏季休暇、忌引休暇 等

(5) 社会保険等 茨城県市町村職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害の適用

※ 加入条件を満たす場合に限りです。

(6) 住宅補助 基本的に、市が住宅を借り上げ、無償貸与します。

※ 借り上げる住宅は、活動費における住居費用の割合を踏まえ、採用後、業務開始までに相談しながら決定します。

※ 入退去にかかる費用や光熱費、町内会費等については自己負担となります。

(7) その他 任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

・サービスの宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

・信頼失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務

・政治的行為の制限等 ・争議行為の禁止

なお、業務に支障がない範囲での兼業は可能です。

※ 兼業には、任命権者の許可が必要となります。

10 募集期間

令和7年6月26日（木）～9月30日（火）

11 選考の流れ

(1) 応募

募集期間中に、下記の応募先まで提出書類をメール、郵送又は持参してください。

※ 持参の場合、平日8:30～17:15が受付時間となります。

【提出書類】

ア 水戸市地域おこし協力隊（水戸暮らしコーディネーター）応募用紙（別記様式1）

イ 水戸市地域おこし協力隊（水戸暮らしコーディネーター）活動目標レポート（別記様式2）

ウ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

エ 普通自動車運転免許証の写し（任用するまでに普通自動車運転免許を取得する見込みの方については、自動車教習所等へ通うことを証する書類の写し）

(2) 第一次選考【書類審査】（10月中旬予定）

提出書類を審査し、応募要件の適否を決定します。審査結果については全員に、第二次選考の日時等の詳細については合格者のみ文書で通知します。

(3) 第二次選考【対面面接】(11 月中旬予定)

第一次選考に合格した方のみ、本市での面接による第二次選考を実施します。審査結果については全員に文書又は電話等で通知します。

※ 提出していただいたすべての書類は返却いたしません。

※ 応募及び選考に係る経費（郵送料、交通費等）は、応募者の負担になります。

12 問い合わせ先及び応募先

〒310-8610 茨城県水戸市中央 1－4－1 水戸市市長公室政策企画課政策審議室

TEL : 029-350-1580

FAX : 029-232-9462

MAIL : mitogurashi01@city.mito.lg.jp

HP : <https://www.city.mito.lg.jp/site/iju/103054.html>